県



 \bigcirc

 \bigcirc

愛 媛 県 報

媛

薆

第1394号

発 行

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年9月27日金曜日 第1394号

告 示 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の 許可申請の概要......1031 救急診療所の撤回......1032 土地改良区役員の就退任の届出(2件)......1032 土地改良区役員の退任の届出......1032 解除予定保安林......1033 同意の成立(特定養殖共済)......1033 道路の供用開始(県道大三島環状線)......1033)1033 道路の供用開始(道路の区域変更(県道松山東部環状線外)......1033)1034 " 道路の供用開始(道路の区域変更(県道松山北条線外).....1034)1034 道路の供用開始(" 道路の区域変更(県道小田柳谷線)......1035)1035 道路の供用開始(" 道路の区域変更(県道肱川公園線外)......1035)1035 道路の供用開始(" 道路の区域変更(県道長浜保内線外)......1036 道路の供用開始(県道肱川公園線)......1036 道路の区域変更(県道宇和島下波津島線).....1036)1037 道路の供用開始(" 開発行為に関する工事の完了......1037 道路の位置の指定......1037 公 告 愛媛県職員の給与及び定員の実態の公表......1037 家畜商講習会の開催......1046

次 ♦

告 示

○愛媛県告示第1580号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 松山刑務所

温泉郡重信町大字見奈良1243 - 2 松山刑務所長 楠原 正信

2 事業場の名称及び所在地

松山刑務所 温泉郡重信町大字見奈良1243 - 2

3 特定施設に関する事項

特 定 施 設 の 種 類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第 188 号。) 別表第 1 第72号 し尿処 理施設

特定施言	ひの能力	1日当たり529立方メートル処理
工事の着手	予定年月日	平成14年11月 1 日
工事の完成	予定年月日	平成15年 3 月31日
使用開始の	予定年月日	平成15年4月1日
特定施設の優	使用時間間隔	連続
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 全位 トミ 全位トミ)素 度 数 学求 ルリ遊単ッきム 室 ルリ り ルリオ 水 酸(リつラ質 ルリ (リつラ (リつラ) しょく (リーラ) 東 (リーラ) 単ッきム 素 単ッき)量1にグ 単ッき)単ッきム	通常 6~8 最大 58~86 通常 11 最大 15 通常 15 通常 7 最大 10 通常 0.7 最大 1
	ゴ当たりの量 ウメートル)	通常 370 最大 529

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	平成14年11月 1 日
工事の完成予定年月日	平成15年 3 月31日
使用開始の予定年月日	平成15年4月1日
処理施設の種類	合併処理浄化槽
処理施設の型式	硝化液循環活性汚泥方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 29 9メートル 横 17 3メートル 高さ 6 76メートル
処理施設の能力	1日当たり529立方メートル
汚水等の処理の方式	硝化液循環活性汚泥方式

		ĺ			
処理施設の億	連	売			
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間	間		
処理施設の使 動の概要	処理施設の使用の季節的変 動の概要				
処理施設に	項 目	処	理前	処	理後
よる処理前及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常	6 ~ 8	通常	6 ~ 8
の汚水等の	指数)	最大	5 8 ~ 8 6	最大	5.8~8.6
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常	70	通常	11
値	位 1リッ トルにつき ミリグラム)	最大	100	最大	15
	浮遊物質量	通常	175	通常	11
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	250	最大	15
	全窒素(単 位 1リッ	通常	35	通常	7
	トルにつき ミリグラム)	最大	50	最大	10
	全りん(単位 1リッキ	通常	4	通常	0 .7
	トルにつき ミリグラム)	最大	6	最大	1
汚水等の1日	汚水等の1日当たりの量			通常	370
(単位 立方	5メートル)	最大	529	最大	529

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚	水素イオン	通常	6 ~ 8
染状態の値	濃度(水素 指数)	最大	5 8~8 6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	11
	ルーリットルにつき ミリグラム)	最大	15
	浮遊物質量 (単位 1	通常	11
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	15
	全窒素(単 位 1リッ	通常	7
	トルにつき ミリグラム)	最大	10
	全りん (単位 1リットルにつき	通常	0.7
	ドルにつる ミリグラム)	最大	1
汚水等の1	汚水等の1日当たりの量		370
(単位 立7	(単位 立方メートル)		529

○愛媛県告示第1581号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成14年9月27日

愛媛県知事	加	戸	守	行

名			称	所	在	地	開設者名
勝	呂	外	科	松山市二番	松山市二番町四丁目 2 - 8		医療法人社団 勝呂外科

○愛媛県告示第1582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市富田地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 9 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	越智	文 朗	今治市上徳乙117番地 3
"	宇佐美	弘 志	今治市高市甲177番地 1
"	近藤	徹 也	今治市喜田村四丁目13番地35号

退任

役員の	種類	氏			名	住	所
理 ″	事	村越	上智	佳		今治市上徳乙114番地の 6 今治市高市532番地 1	

○愛媛県告示第1583号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 9 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	吉川	宗徳	松山市吉藤二丁目13番6号	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	藤村	純徳	松山市吉藤二丁目 6 番33号	

○愛媛県告示第1584号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、重信町北野田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	中川	秀孝	温泉郡重信町大字	北野田288番地

○愛媛県告示第1585号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大生院字ーノセ4511の甲・4512の 1・字ーノ瀬 4511の乙・字カンカケ4516の甲・4516の乙(以上5筆につ いて次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1586号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の8第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

のり等養殖業(のり養殖業)

加	λ	X	
土居	冒町加.	入区	

○愛媛県告示第1587号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	i	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
果 道	Į.	大	三島環丬	犬線	越智郡大三			先から				平成14年 9 月27日

○愛媛県告示第1588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大三	三島環料	犬線	越智郡大三			地先から				平成14年 9 月27日
	II		"		越智郡大三 同大字2440			から				"

○愛媛県告示第1589号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

道	直路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長		備 :	考
Į.	道	± /∆.1.i	東部環	小牛4白	松山市南高井町1225番 4 から		旧	メー I 9	〜ル 0~2	5 D	キロメート. 0 213	IV.		
5	追	ИЗЩ	宋卲艰	1人級	同町1324番 6 まで		新	15	0 ~ 4	7.0	0 213			

,,	森松重信線	松山市南高井町1334番 5 から	旧	8 D~15 D	0 .195	
"	林似里后級	同町700番5まで	新	11 .6 ~ 45 .0	0 .195	

○愛媛県告示第1590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路σ)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松山	東部環	状線	松山市南高		₹4から					平成14年10月 1 日
ıı	"森松重信線			線	松山市南高		5から					"

○愛媛県告示第1591号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	IE 另	日・新	敷 地 の 幅 員	延 長	備考
- 県 道	松山北条線	松山市祝谷三丁目乙11番 2 から		旧	メートル 55~85	キロメートル 0.055	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14 四 70 水	同市祝谷三丁目1403番4まで		新	8 5~14 .6	0 .055	
"	和気衣山線	松山市安城寺町1065番7から		旧	7 5~11 0	0 .025	
"	和文112四級	同町1065番 6 まで		新	12 0~15 5	0 .025	
"	"	松山市安城寺町1076番 5 地先から		旧	9 2~10 .0	0 .020	
"	"	同町1080番地先まで		新	12 5	0 .020	
"	"	松山市安城寺町92番 3 地先から		旧	9 5~11 5	0 .020	
"	"	同町92番 5 地先まで		新	12 0~14 5	0 .020	
"	"	松山市安城寺町90番 9 から		旧	9 0~10 0	0 .043	
"	"	同町88番7まで		新	12 .0	0 .043	
"	"	松山市西長戸町309番地先から				0 .024	
"	"	同町310番 2 地先まで		新	12 0~13 0	0 .024	

○愛媛県告示第1592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	山北条	線	松山市祝谷							平成14年 9 月27日
	"和気衣山線				松山市西長 同町310番 2							"

○愛媛県告示第1593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	X	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
県	道	ds	田柳谷	4白	上浮穴郡小田町大字本川4152番から		旧		〜ル 5~1	0.8	キロメートル 0.075		
示	坦	7]1	ᄪᅄ	於	同大字4153番地先まで		新	18	0 ~ 2	8 5	0 .075		

○愛媛県告示第1594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	\]	\田柳谷	線	上浮穴郡小			15				平成14年 9 月27日

○愛媛県告示第1595号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成14年 9 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路線		名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県	道	肱川公	賣媳	ļ.	喜多郡五十崎町大字福岡乙57番	4 から	旧	メート	ル;~!	5.9		ートル 134		
<i>></i>	Æ	13/4/11/24	מאו ובבו	•	同大字甲399番 5 まで		新	6.9) ~ 2 ₄	4 8	0 .	131		
	"	小田河辺	- 	4白	喜多郡河辺村大字植松572番 2		旧	15 🔉) ~ 2	0.7	0 .	031		
	"	小田州起	/\/m	I ROJK	普夕印丹迈约八十值4572亩2		新	16 5	5~5	1 .7	0 .	031		
	"	立石内	フ 4自		喜多郡内子町大瀬南1314番 3 から	<u> </u>	旧	3 8	3 ~ 14	4 4	0 .	150		
	"	꼬디어	」 約4	•	同町大瀬南1211番2まで		新	7.3	3 ~ 2	3 2	0 .	149		

○愛媛県告示第1596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字福岡乙57番4から 同大字甲399番5まで				平成14年 9 月27日
II.	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字植松572番 2				"
n.	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1314番3から 同町大瀬南1211番2まで				n.

○愛媛県告示第1597号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂甲1302番 2 から 同大字丙87番 3 地先まで	新	メートル 14.0~40.0 4.0~40.0 14.0~22.5	キロメートル 0 .123 0 .101 0 .123	
"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂18番から	ІВ	6.8~ 7.7	0 .025	
"	加川公園緑	同大字17番まで	新	10 2~22 .1	0 .025	

○愛媛県告示第1598号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路絡	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	肱川么	〉園線	喜多郡肱川	町大字山鳥	坂18番					平成14年 9 月27日

○愛媛県告示第1599号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

道路の種類	路	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延長	Ę	備	考
県 道	宇和島下	油 自始	北宇和郡津島町北灘字入道	ケ公笠 3 巳 <i>6 来</i> 5	旧		·ル 5~ 5		キロメート 0.017	・ル		
· 是	于和局下 <i> </i> 	汉 丰	1 化于州邻洋岛町北海于八道: 	7 任弟 2 写 0 留 3	新	5 .0)~ 8	3 .1	0 .017			

○愛媛県告示第1600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	宇和島	昌下波泽	津島線	北宇和郡津!	島町北灘字	人道ケ谷第	2号6番5				平成14年 9 月27日

○愛媛県告示第1601号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成14年 9 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
三土(開)第14号 平成14年9月10日	伊予三島市中曽根町字井垣343番5、346番3、346番4、347番、34 8番1、348番8、348番9、348番10、348番11、348番12、348番13、 348番14、348番15、349番1、349番6、360番4、361番2、361番 3、362番1、365番8、365番9及び地先農道・水路の一部	伊予三島市中曽根町346番地の3 有限会社 西部観光 代表取締役 朴 賢 次
松局伊土検(開)第30号 平成14年9月12日	伊予郡松前町大字南黒田字中小路609番及び610番	伊予市下吾川949番地 1 山田建工株式会社 代表取締役 山 田 保 美

○愛媛県告示第1602号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

八幡浜市産業通 194 番 3 、 195 番 1 、 195 番 1 地先水路

2 申請人の住所氏名

八幡浜市産業通6番26号

清水 長一

八幡浜市産業通2番19号

昭栄不動産商事 代表者 魚海 浩昭

3 図面省略

公	告	

〇公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態を次のとおり公表します。

平成14年9月27日

1 給 与 水 準

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成13年度におけるラスパイレス指数は、101.9です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表─適用者のそれを100として比較したものです。

2 人件費の状況

人件費には、一般職の職員(警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。)に支給する給与と、 特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金 、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成13年度における普通会計の決算による人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (平成13年度末)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B / A)	平 成 12 年 度 の 人 件 費 率
13年度	人	千円	千円	千円	%	27 .9
	1 ,505 ,047	720 <i>4</i> 32 <i>6</i> 18	776 ,301	198 <i>4</i> 22 <i>6</i> 52	27 5	27 .9

3 職員給与費の状況

職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含まれていません。

平成14年度6月議会の補正後の歳出予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

×	\triangle	聯	1 員	数		給			与				費	1人当たり 平均給与費
	Л	78	u 貝 (A)	女X	給		料	職	員	手	当	期末・勤勉手当	計(B)	午均紀与貝 (B/A)
144	年度		21 ,59:	3 人		98 597 671	千円		17 <i>4</i> 01	<i>6</i> 04	千円	千円 42 599 <i>4</i> 92	千円 158 ,598 ,767	千円 7 ,345

注 職員数及び給与費は、平成14年度予算(6月補正後)に計上された数値であり、職員数は、4及び11に掲げる数(平成 14年4月1日現在の実職員数)とは一致しません。

4 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表など9種類の給料表 を国に準じて定めているほか、技能労務職員の給料表を定めています。

平成14年4月1日現在における職員数(企業会計関係職員2,119人は、含みません。)は、21,343人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職(行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員(以下「税務職員等」という。)を除いた職員をいう。以下同じ。)4,744人(22 2パ・セント)、公安職2,216人(10 4パ・セント)、中学校・小学校教育職8,612人(40 4パ・セント)、高等学校教育職3,135人(14.7パ・セント)及び技能労務職600人(28パ・セント)の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

		一般行政職	公 安 職	中学校・小学校 教育 職	高等学校教育職	技 能 労 務 職	
X	区 分 (行政職給料 表適用者(税務職員等 を除く。)		公安職給料表適用者	・ 中学校・小学校教育職員	高等学校等 教育育職員 料表適用者	を 技能労務職 に係る給料 表適用者	
		平 均 平均	平 均 平均	平 均 平均	平 均 平均	平 均 平均	
		給料月額 年齢	給料月額 年齢	給料月額 年齢	給 料 月 額 年齢	給 料 月 額 年齢	
	w 18	円 41歳	円 42歳	円 40歳	円 40歳	円 43歳	
愛り	愛 媛 県	363 ,374 6 月	385 ,362 6 月	385 232 4月	382 Ø12 10月	316 ,620 5月	

注 平均給料月額は、単純平均したものであり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

5 職員の初任給の状況

平成14年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職及び高等学校教育職の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、次の表のとおりです。

		愛 妓	爰 県	Ξ	
区	分	決 定 初 任 給	採用2年経過日給料月額	初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額
	大学卒	174 400 円	188 ,900 円	I種 184 200 円	203 800 円
一般行政職	人子平	174 4 00 円	100 500 🗅	Ⅱ種 174 #400 円	188 ,900 円
	高校卒	141,900 円	151 800 円	Ⅲ種 141,900 円	151 &00 円
公 安 職	大学卒	202 800 円	220 000 円	202 800 円	220 000 円
│ 公 安 職 │ │	高校卒	160 200 円	181 ,300 円	160 200 円	181 ,300 円
中学校・小学 校 教 育 職	大学卒	203 ,112 円	218 504 円	203 ,112 円	218 504 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	203 ,112 円	218 504 円	203 ,112 円	218 504 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- (1) 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- (2) 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

平成14年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職、高等学校教育職及び技能労務職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

X	分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学	: 卒	284 511 円	344 439 円	400,906 円
— 1 дх 1 д дх 44х	高杉	卒	219 657 円	291 478 円	360 210 円
公安職	大 学	: 卒	294 313 円	364 079 円	422 829 円
公 女 戦	高杉	卒	253 987 円	310 532 円	379 ,346 円
中学校·小学校 教 育 職	大学	: 卒	326 819 円	374 941 円	415 ,914 円
高等学校教育職	大 学	: 卒	323 493 円	380 &19 円	417 ,018 円
技 能 労 務 職	高核	卒	207 ,700 円	255 688 円	298 438 円

7 一般行政職の級別職員数の状況

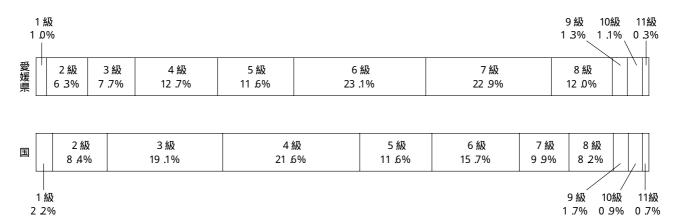
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により 1 級から11級までの11区分に分かれており、これらは、国の行政職俸給表(一の区分と同じです。

平成14年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、次の表のとおりです。

X		分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標務	準的なの内	職容	主 事 技 師	主事技師	主事技師	主査	係長	専門員	課長補佐	課長	参 事	次長	部長	
職	員	数	人 47 (0)	人 302 (0)	人 365 (6)	人 601 (0)	人 550 (0)	人 1,095 (0)	人 1 086 (0)	人 569 (0)	人 63 (⁰)	人 51 (0)	人 15 (0)	人 4,744 (6)
構	成	比	% 1 D (0)	% 63 (0)	7 7 (100 D)	% 12.7 (0)	% 11.6 (0)	% 23 .1 (0)	% 22 9 (0)	% 12 0 (0)	% 13 (0)	% 1.1 (0)	% 03 (0)	% 100 D (100 D)
1 構	年 前 成	の 比	% 1 .0	% 5 .6	% 9 3	% 12 .9	% 11 .7	% 22 9	% 21 .9	% 12 .1	% 1 2	% 1 .1	% 0 3	% 100 D
5 構	年 前 成	の 比	% 1 3	% 10 3	% 11 3	% 11 .7	% 10 .6	% 25 3	% 15 3	% 11 .1	% 1.6	% 1 .1	% 0 <i>4</i>	% 100 D

- 注1 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 - 2 ()内は、再任用短時間勤務職員数とその構成比であり、外書きです。

本県の状況を国と比較して図示すると、次のとおりです。



8 昇給期間短縮の状況

55歳未満の職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば、昇給できることになっていますが、勤務成績が特に優秀な職員、良好な成績で多年勤続し退職する職員等については、国に準じて、その期間を短縮して昇給できるようになっており、これを特別昇給といいます。

また、新たに採用された職員についても、国に準じて、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。 これらの昇給期間短縮の実施状況は、次の表のとおりです。

٥	区分	一般行政職	公 安 職	中学校・小 学校教育職	高等学校	技能労務職	計
	職員数(A)	4 ,762 人	2 215 人	人 606, 8	3 ,151 人	610 人	19 344 人
13	成 績 特 昇(B)	714 人	332 人	1 290 人	472 人	91 人	2 899 人
	比 率(B/A)	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %	14 9 %	15 .0 %
年	退職時特昇(C)	118 人	56 人	157 人	141 人	16 人	488 人
	比 率(C/A)	25 %	25%	1.8 %	45%	2.6 %	25 %
度	初任給短縮(D)	110 人	75 人	88 人	195 人	1 人	469 人
	比 率(D/A)	23%	3.4 %	1.0 %	62%	02%	2.4 %
	職員数(A)	4 ,756 人	2 206 人	8 599 人	3 ,135 人	621 人	19 317 人
12	成 績 特 昇(B)	713 人	330 人	1 289 人	470 人	93 人	2 895 人
	比 率(B/A)	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %	15 .0 %
年	退職時特昇(C)	111 人	56 人	138 人	169 人	23 人	497 人
	比 率(C/A)	23%	25%	1.6 %	5 4 %	3.7 %	2.6 %
度	初任給短縮(D)	94 人	51 人	47 人	102 人	6 人	300 人
	比 率(D/A)	2.0 %	23%	0.5 %	3 3 %	1 0 %	1.6 %

9 職員手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています

主な手当は、次の表のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、調整手当は、医師の採用を容易にするとともに、生計費の高い地域における生活状況を考慮して、また、特殊勤務手 当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき、それぞれ支給するものです

(1) 扶養手当

区分	配偶者	配偶者以外の 扶養親族のう ち2人まで	扶養親族でない 配偶者を有する 職員の扶養親族 のうち1人	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人	その他の扶養親族	満15歳に達する日後の最初 の年度初めから満22歳に達 する日以後の最初の年度末 までの子
愛媛県	16 ,000 円	6 ,000 円	6 500 円	11 ,000 円	3 ,000 円	1 人につき 5 ,000 円加算
国	16 ,000 円	6 ,000 円	6 500 円	11 ,000 円	3 ,000 円	1 人につき 5 ,000 円加算

(2) 調整手当

区分	支給対象地域	支給率	支 給 対 象 職 員 数	国の支給率	支給対象職員1人
Ь Л	又	又	又	国の文品率	当たり平均支給年額
医 師		10%	31人	10%	
医链以外	東京都(特別区)	12%	23人	12%	630 &97 円
医師以外	大阪府(大阪市)	10%	4人	10%	

- 注1 支給対象職員数は、平成14年4月1日現在の職員数です。
 - 2 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成13年度の実績によるものです。

(3) 住居手当

X :	分	借家・借	間居住者	持 家 居	住者
愛媛!	ı	全額支給限度額	11 ,000 円	持家居住者	2 500 ⊞
愛 媛 ! 	県	最高支給限度額	27 ,000 円	持家居住者	3 ,500 円
		全額支給限度額	11 000 円	新築・購入から5年間	2 500 円
国		最高支給限度額	27 000 円	そ の 他	1,000円

(4) 通勤手当

X	分		交		通	機	関	利	用	者		交	通	用	具	使	用	者	
												片道 5 km	未満				2	500	円
												片道 5 km	以上10	km未満			4	,900	円
												片道10km	以上15	km未満			8	,100	円
		全 額	支	給	限	度	額		4	5 ,000	円	片道15km	以上20	km未満			10	<i>4</i> 00	円
												片道20km	以上25	km未満			12	,700	円
												片道25km	以上30	km未満			15	,000	円
惡能	爰 県											片道30km	以上35	km未満			17	,300	円
夕 X	\$ AT											片道35km	以上40	km未満			19	,600	円
												片道40km	以上45	km未満			21	,900	円
												片道45km	以上50	km未満			24	200	円
		最高	支	給	限	度	額		5	2 ,500	円	片道50km	以上55	km未満			26	500	円
												片道55km	以上60	km未満			28	800	円
												片道60km	以上65	km未満			31	,100	円
												片道65km	以上				33	<i>4</i> 00	円
												片道 5 km	未満				2	,000	円
											_	片道 5 km	以上10	km未満			4	,100	円
		全 額	支	給	限	度	額		4.	5 ,000	円	片道10km	以上15	km未満			6	500	円
												片道15km	以上20	km未満			8	,900	円
												片道20km	以上25	km未満			11	,300	円
												片道25km	以上30	km未満			13	,700	円
		最高	5 支	給	限	度	額		5	000, 0	円	片道30km	以上35	km未満			16	,100	円
												片道35km	以上40	km未満			18	500	円
												片道40km	以上				20	,900	円

(5) 特殊勤務手当

職員全体に占	支給対象職員		代 表 的 な 🖣	手 当 の 名 称
職員全体に占める手当支給職員数の割合	1 人 当 た り 平均支給年額	手 当 数	支給額の多い手当	多くの職員に支給 されている手当
			1 教員特殊業務手当	1 教員特殊業務手当
			2 教育業務連絡指導手当	2 教育業務連絡指導手当
55 .6%	55 924 円	58	3 私服員が主として従事する 犯罪予防若しくは捜査又は被	3 緊急業務処理作業手当
33 25 76	33 pz 1 13	30	疑者逮捕作業手当	4 私服員が主として従事する 犯罪予防若しくは捜査又は被
			4 夜間特殊作業手当	疑者逮捕作業手当
			5 警ら作業手当	5 死体取扱作業手当

注 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成13年度の実績によるものです。

(6) 超過勤務手当

区		分	支 給 総 額	職員 1 人当たり平均支給年額
13	年	度	3 ,447 ,126 千円	180 千円
12	年	度	3 ,772 ,480 千円	198 千円

(7) 期末・勤勉手当

	X				分		愛 媛 県	国
				6	月	期	1 45 月分 (0 7月分)	1 45 月分 (0 7月分)
期	+	手	м	12	月	期	1 55 月分 (0 9月分)	1 55 月分 (0 9月分)
别	本	Ŧ	=	3	月	期	0 55 月分 (0 3月分)	0 55 月分 (0 3月分)
					計		3 55 月分 (1 9月分)	3 55 月分 (1 9月分)
				6	月	期	0.6 月分 (0.3月分)	0.6 月分 (0.3月分)
勤	勉	手	当	12	月	期	0 55 月分 (0 3月分)	0 55 月分 (0 3月分)
					計		1 .15 月分 (0 6月分)	1 .15 月分 (0 .6月分)
職制	上の段	谐、暗	战務の級	等による	る加算	措置	有	有

- 注1 特定幹部職員(次長級以上の職員)については、6月期と12月期の期末手当のうち、それぞれ02月分を勤勉手当に振り替えています。
 - 2 ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(8) 退職手当

X	分	愛 妓	爰 県	E	Ē
	л 	自己都合	勧 奨 ・ 定 年	自己都合	勧奨・定年
勤続	20 年	21 0 月分	28 875月分	21 0 月分	28 .875月分
勤続	25 年	33 .75 月分	44 55 月分	33 .75 月分	44 55 月分
勤続	35 年	47 5 月分	62.7 月分	47 5 月分	62.7 月分
最高	限 度 額	60 0 月分	62.7 月分	60 0 月分	62.7 月分
その他の	加算措置		職者特例措置		職者特例措置
退職時	特別昇給	1 号給(勤約	売20年以上)	1 号俸(勤約	売20年以上)
1 人当たり	公 安 職	762 千円	30,996 千円		
- 人 ヨ た り 	教 育 職	3 091 千円	31 ,111 千円		
平均文結額	その他	1 585 千円	28 ,963 千円		

- 注1 1人当たり平均支給額は、平成13年度の実績によるものです。
 - 2 1人当たり平均支給額その他の欄は、公安職及び教育職を除くすべての職員に係るものです。

(9) 特例一時金

X		分	支	給	総	額	職員 1 人当たり平均支給年額
13	年	度		39 23	6 千円		1 810 円

10 特別職の報酬等の状況

平成14年4月1日現在における特別職の職員の給料又は報酬月額及び期末手当の支給割合は、次の表のとおりです。

区		分	給料又は報酬月額	期	未手	当
知		事	1 254 000 円 (1 320 000円)			
副	知	事	959 500 円 (1 向10 向00円)	6月期	1 .45 月分	`
出	納	長	836 000 円 (880 000円)	12月期	1 55 月分	`
議		長	921,500 円 (970,000円)	3月期	0 55 月分	·
副	議	長	826 500 円 (870 000円)	計	3 55 月分	·
議		員	779 ,000 円 (820 ,000円)			

注 給料又は報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第32号)に基づき5%減額した後の額であり、()内は減額前の額を記載しています。

11 定員の状況

平成13年及び平成14年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成14年の職員数の主な増減理由並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

(1) 部門別職員数の状況と平成14年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

			職	数数	対	前	年	主 な 増 減 理 由
			平成13年	平成14年	増	減	数	エ は 頃 バ 珪 田
	議	会	37	37			0	
	総務	企画	689	680			9	出張所の廃止に伴う減等
	税	務	188	193			5	徴収及び滞納処理推進体制の強化
一般	民	生	370	375			5	児童相談業務体制の強化等
一为又	衛	生	591	598			7	医療技術短期大学 4 年制化準備業務の増等
行政	労	働	100	100			0	
1 J LEX	農林	水産	1 ,316	1 ,295		2	21	農業改良普及センター業務の減等
部門	商	エ	190	197			7	南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等
部门	土	木	1 ,105	1 ,095		1	10	道後公園整備事業の終了等
	小	計	4 586 (0)	4 570 (8)			l6 8)	
特別	教	育	14 ,100	14 ,122		2	22	標準法の改正に伴う教職員の増等
行政	警	察	2 ,655	2 ,651			4	警察官の欠員

部門	小	計	16 ,755 (0)	16 ,773 (7)	18 (7)
合		計	21 341 (0)	21 ,343 (15)	2 (15)

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤 の職員は含まれていません。
 - 2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。
 - 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、前記4、7及び8の適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
 - 4 一般行政部門には、知事の事務部局(愛媛県立医療技術短期大学を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及 び労働委員会の事務部局が含まれています。
 - 5 標準法とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第 116 号)及び公立 高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第 188 号)をいいます。
- (2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
 - ア 定員適正化目標(率・数)

平成14年度から平成17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を20%(92人)削減します。

イ 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めます。

ウ 定員適正化計画の進捗状況(実績)

(各年4月1日現在)

	X	分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	計	(参考) 数値目標
	減	員		86	86	
南八 4二 エケ 立7 日日	増	員		70	70	
一般行政部門	差	引		16	16(17 4%)	92
	職員	員 数	4 ,586	4 570	4 570	4 <i>A</i> 94

- 注1 計画期間は、平成14年度から平成17年度までの4年間です。
 - 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。
- エ 定員適正化計画の進捗状況(実績)の内訳

(各年4月1日現在)

	\		区分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	計	手法(事由)の概要
			減		0	0	
	議会		増		0	0	
		ᄌ	差引		0	0	
			職員数	አ 37	37	37	
	- 総 務 ^増 企 画 差		減		31	31	(減員)
-			増		22	22	出張所の廃止に伴う減等
			差引	I	9	9	(増員)
			職員数	Ŕ 689	680	680	市町村合併推進体制の強化等
			減		0	0	

	 税	买 友	増	員		5	5	
般	忧	175	差	引		5	5	(増員)
			職員	員数	188	193	193	徴収及び滞納処理推進体制の強化
			減	員		6	6	(減員)
	民	4	増	員		11	11	事業量に見合う適正配置
		土	差	引		5	5	(増員)
行			職員	員数	370	375	375	児童相談業務体制の強化等
		減員			6	6	(減員)	
	/生	生	増	員		13	13	事業量に見合う適正配置
	衛	土	差	引		7	7	(増員)
			職員	員数	591	598	598	医療技術短期大学4年制化準備業務の増等
政			減	員		1	1	(減員)
	労	働	増	員		1	1	今治高等技術専門校の欠員
	ħ	割	差	引		0	0	(増員)
			職員	員数	100	100	100	緊急雇用対策業務の増
			減	員		26	26	(減員)
部			増	員		5	5	農業改良普及センター業務の減等
	水産	差	引		21	21	(増員)	
			職員	員数	1 ,316	1 295	1 295	森林・林業の研修・普及指導体制の強化等
		_	減	員		4	4	(減員)
	- 		増	員		11	11	事業量に見合う適正配置
門	商	I	差	引		7	7	(増員)
			職員	動数	190	197	197	南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等
			減	員		12	12	(減員)
	±	*	増	員		2	2	道後公園整備事業の終了等
	_	个	差	引		10	10	(増員)
			職員	員数	1 ,105	1 ,095	1 ,095	都市計画業務の増等

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規 定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 開催の日時

平成14年10月24日(木) 8 時30分及び10月25日(金) 8 時30分

2 開催の場所

松山市一番町四丁目4-2 県庁第一別館 9階会議室

3 受講手続

受講希望者は、平成14年10月10日(木)までに、次に掲げる書類を所轄家畜保健衛生所に提出しなければならない

- (1) 家畜商講習会受講願書(別記様式)
- (2) 住民票抄本 1 通
- 4 教材

講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

平成 年 月 日

愛媛県知事 加戸守行 殿

現 住 所 職 業 (ふりがな) 氏 名 生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係 書類を添えて願い出ます。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円相当額はり付け場所

平成14年 9	9月27日	愛 媛	県	報	第1394号